

発行：立川市明るい選挙推進協議会
立川市選挙管理委員会
〒190-8666 立川市泉町1156-9
☎042(523)2111(代)
内線1631・1632・1633

くらしと せんきょ

No.125
2025年
1月10日

立川市選挙人名簿登録者数

男 76,776人 女 78,942人 計 155,718人

立川市在外選挙人名簿登録者数

男 80人 女 98人 計 178人

(令和6年12月1日現在)

令和
6年度

東京都明るい選挙ポスターコンクール 立川市推薦作品

将来の有権者である児童・生徒を対象に選挙への関心を高めてもらうため、都選管が毎年「明るい選挙ポスターコンクール」を開催しています。立川市では今年度、139点の応募があり、うち5点を推薦作品として東京都へ提出したところ、1点が優秀賞に、1点が入選作品に選ばれました(東京都全体で約15,000点の応募があり、優秀賞は31点)。ポスターコンクールに参加いただいた皆さま、ありがとうございました。



柏小学校6年 林 優衣さん
自分たちの一票によって未来を変えることが出来るということを表したくて、手の中に2つの未来を描きました。



柏小学校6年 藤田 菜愛さん
小さい子どもから高い者、体の不自由な人など、いろいろな人の明るい未来を思っ描きました。

受賞おめでとうございます



柏小学校6年 岡部 柚希さん
一人一人の一票を希望を込めた紙飛行機で表しました。輝く未来にするために、投票しに行くことが大切だと思います。



上砂川小学校5年 渡辺 美桜さん



私は、この絵を見た人が、投票することは未来のために大切なんだという気持ちになってもらいたいと思い、この絵を描きました。



柏小学校6年 平野 うたさん



虹は道を表していてその道はどこまでも続いています。鳥はどこまでも続く未来に私達の願いを届けてくれます。あなたの一票という言葉は未来の為に自分の願いを届けるという思いを表しました。



立川市
Tachikawa City



〈ホームページ〉

- ・選挙管理委員会からのお知らせ
- ・選挙結果
- ・過去(前回分)の選挙公報
- ・選挙に関するQ&A

選挙に関する情報については立川市のホームページでもお伝えします。 <https://www.city.tachikawa.lg.jp/>

今年、次の選挙が予定されています

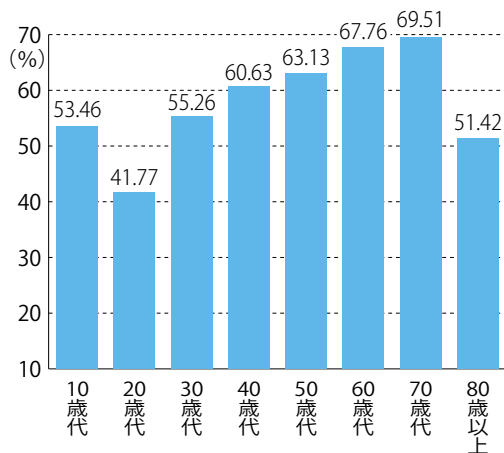
東京都議会議員選挙 (任期満了日 令和7年7月22日)

参議院議員議員選挙 (任期満了日 令和7年7月28日)

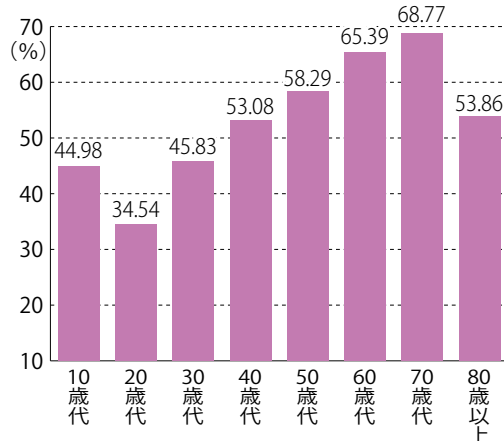
年代別投票率

令和6年7月7日執行の東京都知事選挙と10月27日執行の衆議院議員選挙の年代別投票率です。70歳代が最も高く、20歳代が最も低くなっています。

東京都知事選挙



衆議院議員選挙



明るい選挙推進運動 永年功労者表彰

10年表彰

榎本 雄次	杉田 淳二
景山ちづ子	関根 幸子
片山 一男	田村 邦夫
川口由喜美	塚本 由佳
窪田ヨシ江	福本 紀子
小林 共栄	増田美代子
柴田 泰子	間野 宏

20年表彰

金丸 豊

東京都市明るい選挙 推進協議会連合会表彰

竹田由美子	片山 一男
土屋 人久	

立川市で投票できる方は
右記すべてに当てはまる方です。

- ✓ 日本国民で18歳以上である
- ✓ 引き続き3か月以上立川市に住んでいる
- ✓ 選挙人名簿に登録されている

寄附の禁止行為

政治家が、選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、時期や理由を問わず法律で禁止されています。また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも禁止されています。右下の2次元コードを読み込むとくわしい内容がご覧になれます。

(外部ページリンク先：東京都選挙管理委員会)

寄附禁止PR動画 基本編



具体例を挙げて寄附禁止について紹介します。



寄附禁止PR動画 イベント編



政治家が、選挙区内の人や団体に、地域の行事等への寄附や差し入れを行うことは法律で禁止されています。



寄附禁止PR動画 挨拶編



政治家が、選挙区内の人や団体に、お中元やお歳暮等、寄附や差し入れを行うことは法律で禁止されています。



寄附禁止PR動画 お祭り編



政治家が、選挙区内の人や団体に、お祭りへの寄附や差し入れを行うことは法律で禁止されています。



若葉台小学校で出前授業を実施しました



選挙制度について、授業を実施しました。



実際の投票箱や記載台を使って、模擬投票を行いました。



若葉地区の明るい選挙推進委員の方々に立会人としてお越しいただきました。

選挙管理委員会事務局では市内の学校等で出前授業を実施しております。選挙制度についての学習会や模擬投票など、ご要望に応じて対応いたしますので、実施を希望される団体様はお気軽にご相談ください。

投票方法

いろいろ
あります



選挙期間中、仕事や旅行などで遠方にいる方

旅行先や滞在地の市区町村選挙管理委員会で投票する「**不在者投票制度**」が利用できます。事前の手続きが必要となりますので、選挙管理委員会まで早めにお問い合わせください。

病院や施設に入院・入所している方

都道府県選挙管理委員会が指定する病院・老人ホーム等(入院・入所者が対象)でも不在者投票ができます。手続きに日数を要しますので、施設への申し出は早めをお願いします。

不在者投票のマイナポータル利用、始まりました



2023年度から名簿登録地以外の市町村で不在者投票を行う場合の請求をマイナポータルで行えるようになりました。事前にマイナポータルの利用登録およびログインが必要です。また、請求には電子証明書(利用者証明用電子証明書および署名用電子証明書)が搭載されたマイナンバーカードによる認証が必要です。

マイナポータルでの申請は選挙期日が近づいたら受付を開始します

海外にお引っ越し予定の方

満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上その住所を管轄する領事官の区域内に住所を有する方は、外国にいても国政選挙(衆議院議員選挙・参議院議員選挙)の投票をすることができる「**在外投票制度**」があります。

在外投票制度を利用するには、在外選挙人名簿登録手続きが必要です。申請は、本人または同居の家族等が住所を管轄する日本大使館や総領事館(出張駐在官事務所を含む)で行う在外公館申請、海外転出届出時に行う出国時申請があります。

選挙の日、仕事などで投票所に行けない方

投票日に、仕事や旅行などの予定で投票所へ行けない方は「**期日前投票**」をすることができます。

★ 投票所入場整理券の裏に印刷されている期日前投票宣誓書にあらかじめご記入の上お持ちいただくとスムーズに投票ができます。

期日前投票宣誓書は市のホームページからダウンロードできるほか、期日前投票所にも用意しています。

★ 場所、期間、時間等は、選挙が近づきましたら、投票所入場整理券、「広報たちかわ」、市ホームページ等でお知らせします。

高齢や障害などで、外出が困難な方

重度の障害などがあるために移動が困難で、投票所に行けない方が、自宅など現在の居場所
で投票用紙に自ら記入をし、郵便や信書便で投票できる「**郵便等投票制度**」があります。

対象となる方

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級か2級
	心臓、腎臓、呼吸器、 ぼうこう 膀胱、直腸、小腸	1級か3級
	免疫、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

郵便等投票をするためには、選挙人名簿に登録されている市区町村選挙管理委員会への事前の申請が必要です。早めの手続きをお願いします。

郵便等投票をする方で、ご自身で字を書くことが困難な方

下記に該当するため、ご自身で字が書けない方は、あらかじめ市区町村選挙管理委員会に届け出た方(選挙権を有する者に限る)が候補者名等を代理で記載する「**代理記載制度**」が利用できます。

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚	特別項症～第2項症

代理記載制度を利用するためには、選挙人名簿に登録されている市区町村選挙管理委員会への事前の申請が必要です。早めにお申し出ください。

ご自身で記入できない方・目の不自由な方

身体が不自由であったり、ご自身で字の書けない方のために、申し出により係員が代筆する「**代理投票**」の制度があります。投票の秘密は固く守られます。

また、目の不自由な方は、点字で投票する「**点字投票**」の制度があります。

いずれも、投票所で係員に申し出てください。

投票所で支援を必要とする方へ

投票所において、代理投票やその他の支援を必要とする方は、「投票支援カード」をご提示いただくことで必要な支援を受けることができます。「投票支援カード」(下図)は立川市のホームページでダウンロード、印刷し、必要な事柄をご記入の上、投票所へお持ちください(カードは各投票所にもあります)。

https://www.city.tachikawa.lg.jp/senkyokanri/shise/senkyo/shien_card.html





どうひょうし えん
投票支援カード

どうひょう てつだ きぼう かた
投票でお手伝いを希望される方は、このカードに書いて、
にゅうじょうせいりけん いっしょ どうひょうじょ かかりいん わた
入場整理券と一緒に、投票所の係員に渡してください。

きぼう
希望されるお手伝いを選んでください。

☐ どうひょうようし かた
投票用紙に代わりに書いてほしい。(代理投票)

☐ つぎ
次のとおり手伝ってほしい。

(例) ・声をかけて、ゆっくりと投票所内を誘導してほしい。

・耳が聞こえないので、筆談等で対応してほしい。

だいりどうひょう
「代理投票」とは
びょうき た じじょう どうひょうようし も じ か
・病気やケガ、その他の事情で投票用紙に文字を書くことができない方に
か どうひょうじょ かかりいん ほんにん し じ
代わり、投票所の係員が、ご本人の指示とおりに代筆します。
ほうりつ かかりいんいがい かずく どうこうしゃ か
・法律により係員以外の家族や同行者が代わりに書くことはできません。
どうひょうじょない つ そ かろう
(投票所内に付き添うことは可能です)

立川市選挙管理委員会

富士見地区…	景山	ちづ子
柴崎地区……	堤	薫
錦地区………	川又	敏正
羽衣地区……	松岡	重雄
曙地区………	大井	邦彦
高松地区……	鈴木	直也
栄地区………	市村	功
若葉地区……	杉田	淳二
幸地区………	岡部	憲一
柏地区………	大原	勝
砂川東地区…	岡田	孝三
砂川西地区…	榎本	雄次

こんにちは！ 明るい選挙推進委員です

明るい選挙推進委員は各自治会から推薦され、立川市明るい選挙推進協議会から委嘱されています。任期は2年で、令和6・7年度は175人が市内12地区に分かれて「明るい選挙」推進のために活動しています。

どのような活動をしているの？

集会等の場で身近な問題について話しあうことを通じて政治や選挙に関する関心を深めていく「話しあい活動」、研修会への参加、選挙啓発講演会の実施、機関紙の発行などを行っています。

また、期日前投票所や投票日当日の各投票所で投票管理者や投票立会人の職務を執り行っています。



投票することに意味がある

富士見地区 筧 麻子

「誰に入れたらよいのかわからない」「時間が無いから選挙に行かない」という人がいます。自分に合った投票を考えてみませんか？不在者投票・期日前投票など、選挙の日でなくてもできることはあります。投票を棄権せず、有権者の思いを、与えられた一票に託してください。



一層の普及と啓発を

柴崎地区 堤 薫

日頃、地域の有権者が、主権者として自覚をもって、進んで投票に参加してもらうために、各種の会合やサークル等で「話し合い活動」を行い、投票率の向上に努めている処ですが更に、明るい選挙の推進のために、その普及・啓発をしていくことが重要だと痛感しています。



選挙意識の向上へ

錦地区 川又 敏正

投票所の立会いをしていますと、時間毎の投票率が分かります。天気の良い悪しに影響していると感じられます。選挙権は、すべての人が参加できる様に勝ち取った権利です。大切にしたいと思います。「たかが一票、されど一票」



選挙の主役は私達一人ひとりです

羽衣地区 松岡 重雄

選挙が公正に行われ、私達の代表に相応しい人が選ばれるには、私達一人ひとりが選挙制度を正しく理解して、普段から政治・行政や選挙に関心を持ち、候補者の政治に対する意見・見解などを正しい目で見ることが肝要です。貴重な私達の一票を投じる事は、民主主義を実現する上でも大切な事と考えます。



正しい選挙をしましょう。

曙地区 大井 邦彦

衆・参の両議員、総理大臣及び地方公共団体の議員及び地区長が選挙によって決まる。その結果、正しい多くの投票によって選ばれた人が、その任務を全うするか否かを我々選挙民が確認できるようにするべきだと思います。



投票のお願いと明るい選挙推進活動

高松地区 鈴木 直也

日常的活動は①投票率の確認②啓発活動③講演会参加等研修。当日の活動は①選挙立会人②投票所での各対応③投票終了後の投票箱管理、搬出等立会。先日の衆議院議員選挙では、市民の皆様が「投票しやすい雰囲気投票所」を目指し職務に当たりました。



有権者の責任

栄地区 市村 功

選挙は個人の意思を政治に反映させる最高の機会ですが、昨年の立川市投票率は都知事選59%、衆院選54%と4割以上の方が投票されていません。これは健全な民主主義社会を形成・維持するうえで問題です。有権者は自らの社会的責任を再考すべきと感じます。



若者への投票呼びかけを！

若葉地区 五十嵐 淳

選挙権が18歳以上と引き下げられてから間もなく10年。国政選挙では全国的に60歳代以下の投票率は世代が下がる毎に低下しているのが現状です。若者の投票率を高めるため身近な先輩が、「選挙済ませたか?」「投票したか?」等の声かけを積極的にしてみませんか。



移動投票所の推進を提案します。

幸地区 岡部 憲一

昨年も立会人を務め、車イスや歩行器を使って投票をされる方々が多いのに気付きました。指定の病院や介護施設では、その方々向けに投票が可能となっています。同様に、高齢者や歩行困難な方々が、少しでも投票しやすい様に、巡回移動投票所が出来たら、と思います。



投票しましょう

柏地区 大原 勝

先の第50回衆議院議員総選挙では与党が過半数を割る事となり結果、103万円の壁の件でもマスメディアを含め与野党間での議論が活発になり、連日世間を賑わしております。良い方向になっているのでは?あなたの一票は決して無駄ではありません。是非、投票をしましょう。



くらしとせんきょ

砂川東地区 西山 寿一

私たちは、家族や地域、学校や職場等々、あらゆる場で暮らしています。私たちの生活や、社会をよくするため、私たちの意見を反映させてくれる代表が必要であり、その代表を決めるのが「選挙」です。



新住民への啓発活動を

砂川西地区 榎本 雄次

砂川西地区は、近年住宅開発が活発で新住民の人口増加が顕著です。新しく迎え入れた有権者の皆様には一日も早く地域にとけ込み、選挙の際には、投票所に足を運んで頂ける様な「啓発活動」が大切であると考えております。